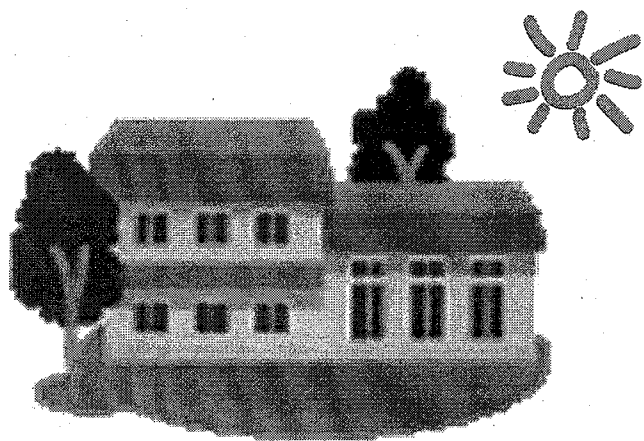


平成30年度障害者グループホーム都加算制度の変更に係る説明会

障害者グループホーム 都加算制度の変更について (平成30年10月施行)



平成30年1月31日

東京都福祉保健局

「障害者グループホーム支援事業」(都加算) 見直しの概要

■ 目的

事業者のサービス質向上に向けた取り組みを適正に評価する補助制度とすることで、都内事業者全体のサービスの質向上を促す。

■ 見直し時期

平成30年4月 ※ただし、半年間の経過措置を設け、**新制度の施行は平成30年10月**とします。

■ 主な見直しの項目

① 国加算の実報酬化（国加算を取得する事業者の努力を評価）

これまで、国加算を取得すると、その分都加算が減額される算定方法でしたが、国加算の有無が都加算額に影響しない算定方法に改めることで、事業者の努力により国加算を取得した場合に、それがそのまま収入増となるように見直します。

② 障害支援区分ごとの単価の再設定（重度の利用者を支援する事業者の努力を評価）

障害支援区分が高い利用者を受け入れている事業者の都加算額が従前より高くなるように、障害支援区分に応じた都基本額に再設定することで、より重度の利用者を支援する事業者の努力を補助額に反映します。

③ 職員配置に応じた単価の設定（職員配置を厚くしている事業者の努力を評価）

これまで、職員配置体制にかかわらず同一の単価となっていましたが、職員配置に応じて2段階の単価を設定する方式に改め、職員配置を厚くしている事業所がより高い補助額を受け取れる制度とします。

④ 利用者不在時の単価の設定（介護等の支援量に応じて単価を設定）

利用者が帰宅や入院等によりグループホームに不在の場合、グループホーム内で行う支援に比べて介護等の支援量が減るため、国基本報酬が算定されない場合の単価を設定します。

⑤ 精神科医療連携体制加算の創設（精神科医療との連携を評価）

精神障害者の安定した地域生活に重要である精神科医療との連携について、専門職を配置するなどの体制を整備して支援を行っている事業所を評価する新たな加算を創設します。

■ 補助要件の新設

- ① 3年に1回、福祉サービス第三者評価を受審すること。
- ② 年に1回、当該グループホームの従事者が外部研修等を受講すること。

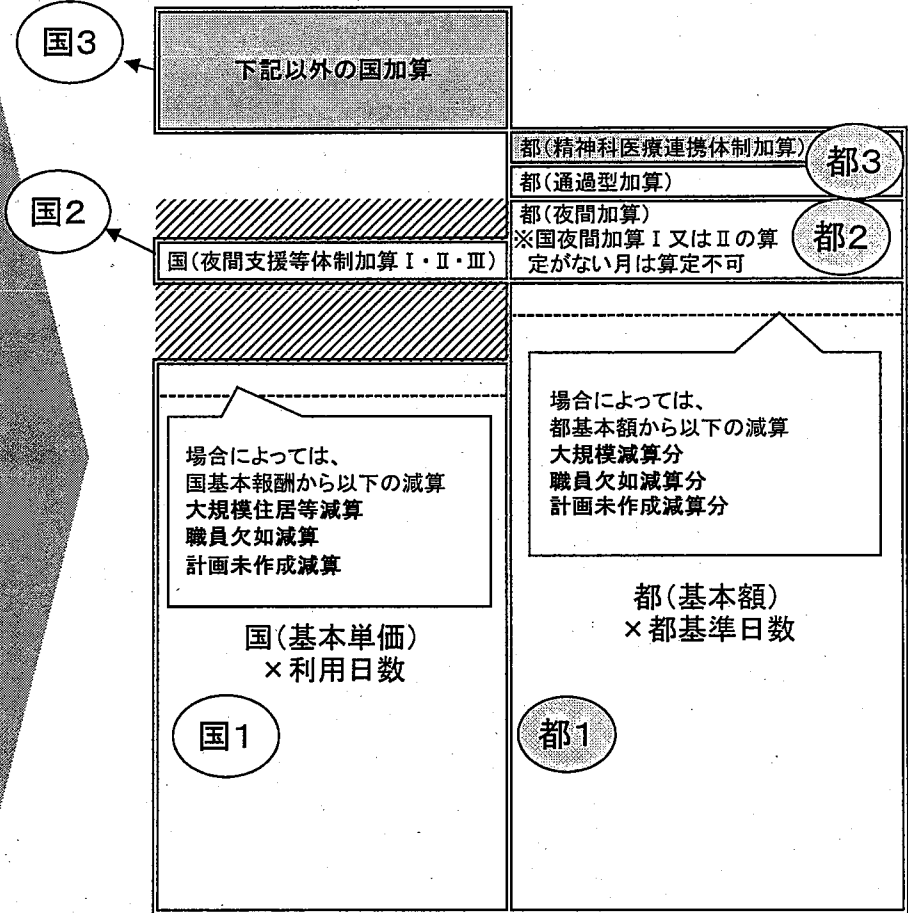
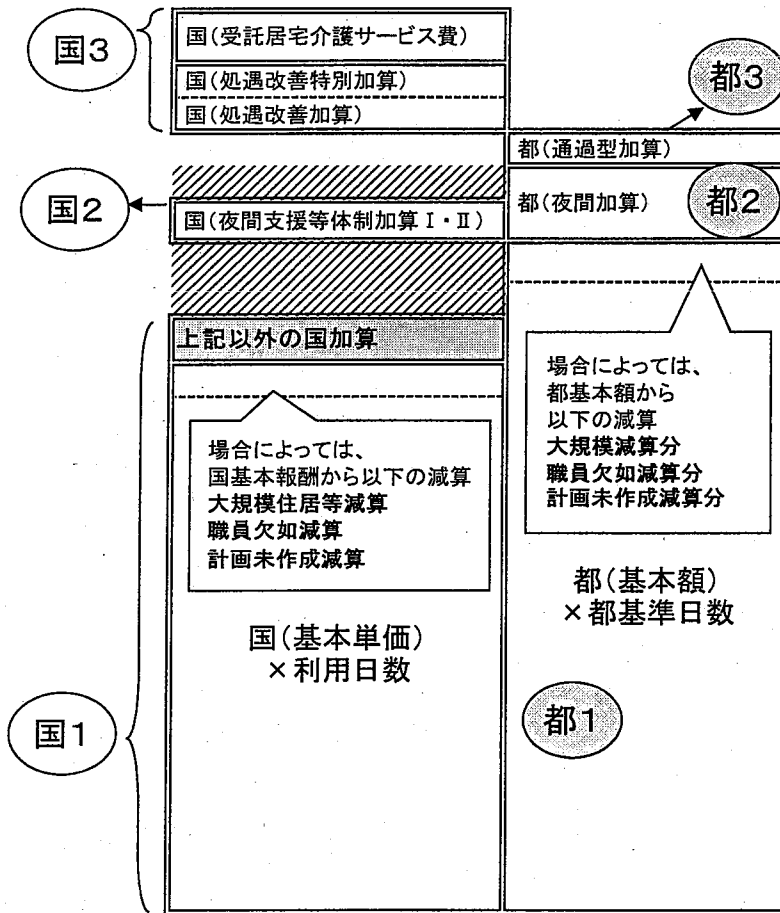
■ その他

具体的な請求事務の変更につきましては、平成30年9月頃に別途説明会を開催してご案内する予定です。

都加算制度 算定方法の変更

現行制度(平成30年9月まで)

新制度(平成30年10月から)



障害支援区分
や
職員配置
により
都基本額を
再設定

$$\text{基本額} (\text{都1} - \text{国1}) + \text{夜間加算} (\text{都2} - \text{国2}) + \text{都加算} \text{都3} + \text{国加算} \text{国3}$$

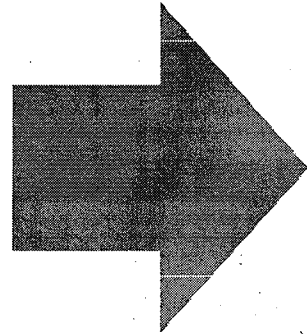
↑ 都より国の方が大きい場合、都 - 国 は 0円 となります。

新旧 単価表

<現行制度(H30.9まで)>

項目		単価	
都基本額	介護サービス包括型	区分6	9,480円
		区分5	7,500円
		区分4	6,390円
		区分3	5,810円
		区分2	4,470円
		区分1以下	3,220円
		個人ヘルプ	4,470円
	外部サービス利用型	区分2以上	4,470円
区分1以下		3,220円	
加算	夜間加算	991円	
	通過型加算	926円	
減算	計画未作成減算	280円	
	職員欠如減算	1,560円	
	大規模減算	260円	
その他	家賃助成(知的・身体等)	12,000円	
	※所得制限有	／24,000円	
	施設借上費(精神)	69,800円	
	開設準備経費(精神)	309,000円	

※都基本額、加算、減算は日額
 ※家賃助成、施設借上費は月額
 ※開設準備経費は1回に限る



<見直し内容>

- ①国加算を都基本額から差し引かなくなる分、減額
 - ②障害支援区分の重さに応じて都加算額を再設定
 - ③職員配置が厚い事業所の都加算額が厚くなるように、人員配置区分に応じた単価を新たに設定
 - ④介護等が行われない入院・外泊時等の単価を新たに設定
 - ⑤精神科医療連携体制加算を創設
- ※第三者評価受審経費の補助を計上

<見直し後(H30.10から)>

(単位:円)

		項目	新単価	
【新】都基本額	介護サービス包括型	区分6	4:1、体験型	9,570
			5:1、6:1	8,670
		区分5	4:1、体験型	7,770
			5:1、6:1	7,060
		区分4	4:1、体験型	6,640
			5:1、6:1	5,930
		区分3	4:1、体験型	5,450
			5:1、6:1	4,740
		区分2	4:1、体験型	4,190
			5:1、6:1	3,480
		区分1以下	4:1、体験型	3,040
			5:1、6:1	2,530
	個人ヘルプ	4:1、体験型	4,190	
		5:1、6:1	3,480	
	国基本報酬無 (区分2以上)	4:1、体験型	4,190	
		5:1、6:1	3,480	
	国基本報酬無 (区分1以下)	4:1、体験型	3,040	
5:1、6:1		2,530		
	外部サービス利用型	区分2以上	4:1、体験型 5:1、6:1	4,190 3,480
		区分1以下	4:1、体験型 5:1、6:1	3,040 2,530
加算	夜間加算		991	
	通過型加算		926	
	精神科医療連携体制加算		330	
減算	計画未作成減算		280	
	職員欠如減算		1,560	
	大規模減算		260	
その他	家賃助成(知的・身体等) ※所得制限有		12,000 ／24,000	
	施設借上費(精神)		69,800	
	開設準備経費(精神)		309,000	

※都基本額、加算、減算は日額 ※家賃助成、施設借上費は月額
 ※開設準備経費は1回に限る
 ※都基本額の単価には第三者評価受審経費の補助を含んでいる

【新都加算】精神科医療連携体制加算

■ 創設の目的

精神科病院退院患者の受け入れ促進や、地域生活継続のために利用者の状態安定化を図ることを目的として、精神科医療との十分な連携を行える体制を整備している事業所を評価する加算を創設する。

■ 補助要件

- ①以下の要件を満たしているものとして、都へ届け出ること。
 - ・精神科医療との十分な連携を図れる専門性を備えた専門職が配置されている（精神保健福祉士等）
※常勤、非常勤ともに可。通過型の専従世話人として配置されている者でも可（加配不要）。
※専門職を配置する時間数は、医療機関等との連携をとるのに十分な時間とすること。
 - ・医療連携体制加算（V）を算定できる事業所として都に届け出ていること。
- ②月1回以上、当該利用者を支援する精神科医療機関との連携を行い、記録を保存しておく。（最低5年間）
※支援会議出席、通院同行、通院支援、電話連絡等
- ③利用者の状態を把握できるよう、適宜、ヒアリング等を行う。

■ 届出方法

【届出時期】 毎月15日締め切り ⇒ 翌月1日より算定可 （届出受付開始は平成30年9月頃を予定）
【届出様式】 追ってご連絡します。

■ 算定方法

精神障害者として支給決定を受けている者に対し、月ごとに、都加算単価に算定日数を乗じた額を加算する。

【都加算単価】 330円/日
【算定日数】 都基準日数（入院、外泊時等も算定可）

※この他の詳細は追ってご連絡します。

補助要件①：福祉サービス第三者評価の受審(3年に1回)

■ 要件の詳細

福祉サービス第三者評価を3年に1回受審すること。

※最後に福祉サービス第三者評価の受審を完了した月の翌月1日を起算日として、3年間都加算の補助要件を満たしているものとします。

※「受審を完了した月」：評価機関が作成する評価調査結果報告書の日付を含む月

※受審が完了せずに3年を経過した場合、3年を過ぎた月から次に受審が完了した月までのサービス提供分の都加算が支払われません。
(受審を完了した月は、補助要件を満たす期間には含まれません。受審完了の翌月のサービス提供分から都加算が支払われます。)

■ 平成30年3月31日までに指定を受けている事業所

- ・平成32年度までは、経過措置期間として、福祉サービス第三者評価を受審していなくても、都加算の補助要件を満たしているものとみなします。この間に福祉サービス第三者評価の受審を完了してください。
- ・平成32年度に受審する事業所が集中した場合、対応可能な評価機関を見つけるのが困難になったり、評価調査や取りまとめ等に時間がかかり、平成32年度末までに受審が完了しないという事態が起きる可能性がありますので、計画的な受審をお願いします。平成32年度末までに受審が完了しなかった場合は、原則として、平成33年4月から受審を完了した月までの分の都加算が支払われません。

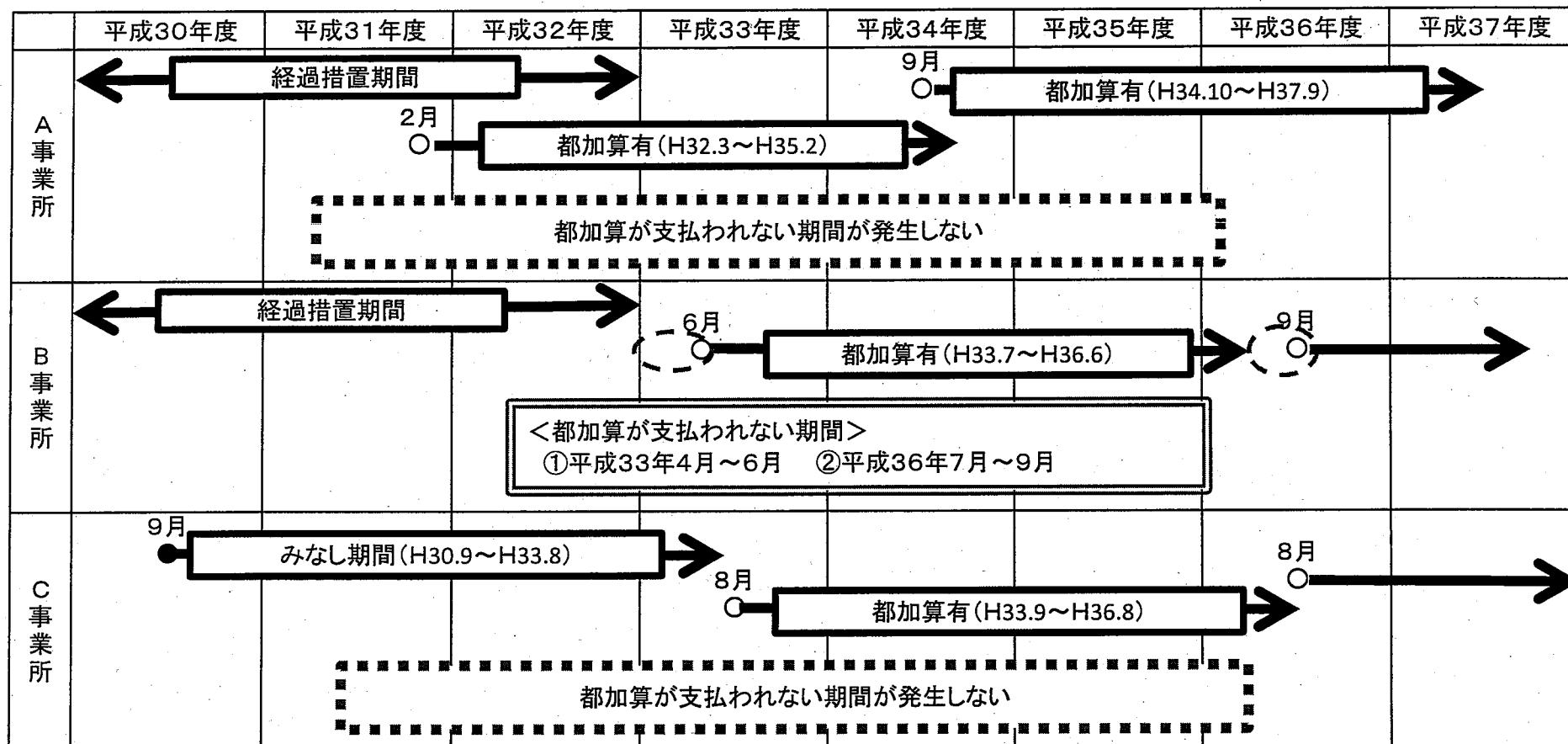
■ 平成30年4月1日以降に指定を受けた事業所

- ・当初指定年月日を起算日として、3年間は福祉サービス第三者評価を受審していなくても、補助要件を満たしているものとみなします。この間に福祉サービス第三者評価の受審を完了してください。
この間で受審が完了しない場合、3年を過ぎた月から受審を完了した月までのサービス提供分の都加算が支払われません。

■ その他

新たな都基本額には、福祉サービス第三者評価の受審経費の補助が含まれています。

補助要件①：福祉サービス第三者評価の受審(3年に1回)



○ … 受審完了月 ● … 当初指定月

補助要件②：外部研修等受講(年に1回)

■ 要件の詳細

- ①前年度に、事業所全体で一定数以上の世話人又は生活支援員が、外部研修等を受講していること。
- ②ユニットごとに、勤務している世話人又は生活支援員のうち一人以上が、年に1回以上外部研修等を受講できるよう努めること。
- ③受講を確認できる書類を少なくとも5年間保存し、都及び区市町村職員等からの求めがあった場合は速やかに提出すること。

■ 定義

- ・「一定数」：前年度4月1日時点の事業所の定員数を30で除した数（小数点以下切り上げ）
- ・「外部研修等」：【形式】運営法人以外の外部研修 又は 外部講師による法人内研修 【研修内容】主として障害理解に関する研修
※原則として、障害理解に関連している研修であれば対象としますが、以下については対象外とします。
 - ・グループホームの運営や支援に関連があっても、主として障害理解を含まない研修（防火管理者研修、料理教室、感染症対策研修等）
 - ・組織運営や制度に関する研修（法人理念研修、組織マネジメント研修、介護保険法勉強会など）
- ・「受講を確認できる書類」：研修資料、参加者の研修報告書（様式任意）など

■ 留意事項

- ・外部研修等の受講者が一定数に達しない場合、翌年度1年間のサービス提供分について都加算が支払われません。
（都加算の支払いがない年度に外部研修等の受講者が一定数に達しても、原則として都加算の支払いは翌年度に再開となります。）
- ・平成31年度から、都の委託事業によって、グループホーム従事者向けの研修を開催する予定ですので、そちらの受講もご検討ください。

■ 平成31年3月31日までに指定を受けている事業所

- ・平成31年度までは、経過措置期間として、前年度の外部研修等受講状況によらず、当該補助要件を満たしているものとみなします。
平成31年度中に当該補助要件を満たすように外部研修等を受講してください。
（平成31年度中に外部研修等受講者が一定数に達しない場合、平成32年度1年間のサービス提供分について都加算が支払われません。）

■ 平成31年4月1日以降に指定を受けた事業所

- ・当初指定年月日を含む年度及びその翌年度は、当該補助要件を満たしているものとみなします。
当初指定年月日を含む年度の翌年度に当該補助要件を満たすように外部研修等を受講してください。
（この間に外部研修等受講者が一定数に達しない場合、その翌年度1年間のサービス提供分について都加算が支払われません。）

補助要件②：外部研修等受講(年に1回)

	状況	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
A事業所	- 指定年月日：平成30年度以前 - 定員：25名 ⇒平成31年10月定員32名に増 ⇒平成32年6月定員30名に減	← 経過措置期間 →	6月 ○ ※平成31年4月の定員が30名以下なので、受講者は1名以上	都加算有 6月 ○ 10月 ○ ※平成32年4月の定員が30名より多いので、受講者は2名以上	都加算有 6月 ○ ※平成33年4月の定員が30名以下なので、受講者は1名以上
B事業所	- 指定年月日：平成30年度以前 - 定員：32名	← 経過措置期間 → 10月 ○	10月 ○ ※定員が30名より多いので、受講者は2名以上	都加算無 4月 ○ 10月 ○ ※2名以上受講しても、都加算の支払い再開は翌年度	都加算有 6月 ○ 10月 ○
C事業所	- 指定年月日：平成30年度 - 定員：5名	7月 ● ← 経過措置期間 →	10月 ○	都加算有 10月 ○	都加算有 10月 ○
D事業所	- 指定年月日：平成31年度以降 - 定員：7名		4月 ● ———— みなし期間 ———→	6月 ○	6月 ○ 都加算有

○ … 外部研修等受講月

● … 当初指定月

見直し後のモデル試算①

【前提】 1級地事業所
月額で試算(30日計算)

<知的(中・軽度)>

【利用者構成】

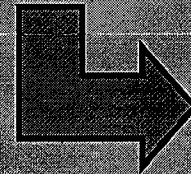
障害支援区分	人数	うち、土日帰宅者数
区分4	1	
区分3	2	1
区分2	3	2
区分1	1	

※土日帰宅は月8日とする。

【報酬体制】

人員配置区分 4:1
福祉専門職員配置等加算(I)
通勤者生活支援加算 有

	項目	区分	単価	回数	月額
現行	都加算	区分4	6,390	30	191,700
		区分3	5,810	60	348,600
		区分2	4,470	90	402,300
		区分1	3,220	30	96,600
	合計				1,039,200



		区 分	単 価	回 数	月 額
見直し後	都加算	区分4	6,640	30	199,200
		区分3	5,450	52	283,400
		区分2	4,190	98	410,620
		区分1	3,040	30	91,200
	国加算	福祉・I	114	186	21,204
		通勤者	206	186	38,316
		帰宅時	4,278	3	12,834
	合 計				
現行との差額					17,574

<身体>

【利用者構成】

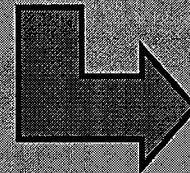
障害支援区分	人数	うち、土日帰宅者数
区分6	2	1
区分5	3	2
区分4	2	1

※土日帰宅は月8日とする。

【報酬体制】

人員配置区分 4:1
福祉専門職員配置等加算(I)
医療連携体制加算(V)

	項目	区分	単価	回数	月額
現行	都加算	区分6	9,480	60	568,800
		区分5	7,500	90	675,000
		区分4	6,390	60	383,400
	合計				1,627,200



	項目	区分	単価	回数	月額
見直し後	都加算	区分6	9,570	52	497,640
		区分5	7,770	74	574,980
		区分4	6,640	52	345,280
		区分2	4,190	32	134,080
	国加算	福祉・Ⅰ	114	178	20,292
		医療・Ⅴ	446	178	79,388
		帰宅時	4,278	4	17,112
	合計				
現行との差額					41,572

見直し後のモデル試算②

【前提】 1級地事業所
月額で試算(30日計算)

<精神>

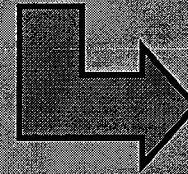
【利用者構成】

障害支援区分	人数	うち、入院日数
区分3	1	20
区分2	4	30
区分1	2	

【報酬体制】

人員配置区分 6:1
福祉専門職員配置等加算(I)
精神科医療連携体制加算 算定可

	項目	区分	単価	回数	月額
現行	都加算	区分3	5,810	30	174,300
		区分2	4,470	120	536,400
		区分1	3,220	60	193,200
	合計				903,900



	項目	区分	単価	回数	月額
見直し後 (6対1)	都加算	区分3	4,740	10	47,400
		区分2	3,480	140	487,200
		区分1	2,530	60	151,800
	国加算	精神医療	330	210	69,300
		福祉・I	114	160	18,240
		長入院	1,395	46	64,170
	合計				838,110
	現行との差額				△ 65,790
見直し後 (4対1)	都加算	区分3	5,450	10	54,500
		区分2	4,190	140	586,600
		区分1	3,040	60	182,400
	国加算	精神医療	330	210	69,300
		福祉・I	114	160	18,240
		長入院	1,395	46	64,170
	合計				975,210
	現行との差額				71,310

<参考情報>平成30年度報酬改定について

現在、国で検討されている平成30年度の報酬改定について、情報提供いたします。(平成30年1月18日全国厚生労働関係部局長会議資料より)

■ 基本報酬関係

① 地域区分の見直し

現行の7区分から8区分に見直しを行い、その際、介護報酬の地域区分にあわせることとし、見直しに伴う一定の経過措置を設ける。

② 重度の障害者の支援を可能とする新たな類型の創設(日中サービス支援型共同生活援助)

障害者の重度化・高齢化に対応するため、1つの建物への入居を20人(10人+10人)まで認めた新たな類型を創設し、短期入所(1～5人)の併設を必置とするとともに、世話人の手厚い配置や看護職員の配置等を評価する。

■ 加算等関係

① 長期入院精神障害者の受け入れに係る加算の創設

精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者の入居後の相談援助や個別支援等について、新たな加算として評価する。

② 福祉専門職員等配置加算の対象資格の拡大

福祉専門職員等配置加算において、公認心理師を配置している場合について、新たに評価する。

③ サービス提供職員欠如減算等の見直し

- ・サービス提供職員欠如減算、サービス管理責任者欠如減算については、減算が適用された一定期間後に5割減算を適用する。
- ・個別支援計画未作成減算については、減算が適用される月から2月目までを3割減算とし、3月目からは5割減算を適用する。

■ その他

① 障害福祉サービス等の情報公表制度の創設(平成30年4月施行)

② サービス管理責任者要件の猶予措置の延長(新規事業所における研修受講要件の猶予措置を平成31年3月まで延長)

③ 国保連における審査支払事務の見直し